

議案第 4 2 号

羽生市火災予防条例等の一部を改正する条例

(羽生市火災予防条例の一部改正)

第 1 条 羽生市火災予防条例(昭和 3 6 年条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(変電設備)</p> <p>第 1 1 条 屋内に設ける変電設備(全出力 2 0 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(3) の 2 <u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(3) の 3 ~ (1 0) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第 1 3 条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が 1 0 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 1 0 キロワット時を超え 2 0 キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和 5 年消防庁告示第 7 号)第 2 に定めるも</u></p>	<p>(変電設備)</p> <p>第 1 1 条 屋内に設ける変電設備(全出力 2 0 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(3) の 2 <u>キュービクル式のもの</u>にあっては、<u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(3) の 3 ~ (1 0) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第 1 3 条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が 4, 8 0 0 アンペアアワー・セル未満のもの</u>を除く。以下同じ。)の電槽は、<u>耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。</u>ただし、アルカリ蓄電池を設け</p>

のを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放型鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) (略)

る床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) (略)

別表第3中「

気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	組込型こんろ・ グリル付こん ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ	14 キロ ワッ ト以 下	100	15 注	15	15 注
			据置型レンジ	21 キロ ワッ ト以 下	100	15 注	15	15 注
	不 燃	開 放 式	組込型こんろ・ グリル付こん ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ	14 キロ ワッ ト以 下	800	0	—	0
			据置型レンジ	21 キロ ワッ ト以 下	800	0	—	0

」を

気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリ ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14キ ロワッ ト以下	100	15 注	15	15 注
			据置型レンジ	21キ ロワッ ト以下	100	15 注	15	15 注
	不 燃	開 放	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリ ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14キ ロワッ ト以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21キ ロワッ ト以下	80	0	—	0
固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭 を燃 料と する もの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不 燃	木炭 を燃 料と する もの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

に改める。

(羽生市火災予防条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 羽生市火災予防条例の一部を改正する条例(令和5年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第11条の2の改正を次のように改める。

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。))を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。))にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。))に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その管体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3) (略)

(4) その管体は、雨水等の侵入防止の措置を講ずること。

(5) (略)

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつて

(2) その管体は不燃性の金属材料で造ること。

(3) (略)

(4) 雨水等の侵入防止の措置を講ずること。

(5) (略)

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつて

は、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について、次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ （略）

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18) （略）

(19) （略）

2 （略）

は、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ （略）

(17) （略）

(18) （略）

2 （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の羽生市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、

同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

令和5年8月29日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明